

# 建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 経費助成）支給申請書

労働局長 殿

( 公共職業安定所長経由)

建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 経費助成）の支給を受けたいので申請します。

(申請年月日) 平成 年 月 日

申請者	① 職業訓練法人の名称 代表者の役職名及び氏名 所在地	〒	〒	③ 送金先	取引金融機関店舗名 銀行 支店
	代理人の名称 代表者の役職名及び氏名 所在地	〒	〒	ハ	預金の種類・番号 当座 普通 No. (フリガナ) 名義人名
	② 担当者の職名及び氏名	イ 職名	ロ 氏名		
実施報告	④ 職業訓練の推進のための活動の種類	⑤ 職業訓練の推進のための活動の名称	⑥ 前期までに受けた助成金の額	⑦ 今期の所要費用	※算定額
		計		円	円
本事業を実施するに際し公共機関からの補助の有無			有 (名称: ) ・ 無		
過去 3 年間の不正受給の有無			有 ・ 無		

※労働局・安定所処理欄	[A] 労働保険料の滞納状況 [安定所] [局] (労働保険番号から確認) (滞納事業所から確認)	[B] 過去の不正受給の有無	[C] 労働関係法令違反の有無	
	●計画届受理年月日 平成 年 月 日	●支給申請書受理年月日 平成 年 月 日		
	●支給決定年月日 平成 年 月 日	●支給決定番号	●支給決定金額 円	
	備考			
	労働局決裁欄	(局長) (部長・ ) (課長・ ) (補佐・ ) (係長・ ) ( )		
安定所決裁欄	(所長) (部長・次長) (課長・統括) (職業指導官) (担当)			

(注) 1. この申請書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。  
2. ※印欄は、記入しないで下さい。

## 建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 経費助成）支給申請について

### 1 提出上の注意

- (1) この建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 経費助成）支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、建設工事における作業に係る広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人が、所在地を管轄する都道府県労働局（以下、「管轄労働局」といいます。）長へ職業訓練の推進のための活動に係る計画の届出を行って、職業訓練の推進のための活動を実施する場合に、その要した費用につき支給される建設広域教育訓練（経費助成）の支給申請を行うときに、管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) この申請書は、原則として次の区分により管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。

実施月（活動の終了した日の属する月）	4月・5月・6月	7月・8月・9月	10月・11月・12月	1月・2月・3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の 1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

- (3) この申請書には、職業訓練報告書（建助様式第 19 号別紙 1）及び職業訓練推進活動報告書（建助様式第 19 号別紙 2）並びに事業別に区分した各所要費用の領収書の写し、内訳の記入してある申請書の写し、実際の支払いが確認できる書類の写し（振込依頼書等）及びその他管轄労働局長が必要と認めるものを添付して下さい。

### 2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。
- (2) ③「送金先」欄の口は、当座又は普通の別及び口座番号を記入して下さい。
- (3) ⑥「前期までに受けた助成金の額」欄は、第 2・四半期以降の申請書について前期までに支給を受けた助成金の額を記入して下さい。
- (4) ⑦「今期の所要費用」欄は、前記 1 の③の領収書の写しの金額の所要費用別の合計額を、それぞれ記入して下さい。
- (5) (6) ※印欄は、記入しないで下さい。

### 3 その他

- (1) 管轄労働局又はハローワークは、この助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した届出書等の写し、申請書等の写し、添付書類の原本、所要費用の領収書その他職業訓練の推進のための活動の実施の経過を明らかにする書類（職業訓練計画書、職業訓練推進活動計画内訳書、職業訓練報告書、職業訓練推進活動報告書）を支給決定日の属する年度翌年度の初日から起算して 5 年間整理保管して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がございましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。